

業務指示書

スリランカ国防災セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有する上で（日本国で施行されている法令に基づき登記された法人である）と認めます。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（○）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合防災計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合防災計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災行政組織・制度／復旧・復興計画】

- 1) 類似業務の経験：防災行政組織・制度に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Privé d'Urgence (CPU)）」登録料として、同日滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LKR1 = 0.7381 円 , US\$1 = 105.44 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合防災計画

防災行政組織・制度／復旧・復興計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.74 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月13日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
スリランカ国防災セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／総合防災計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：防災行政組織・制度／復旧・復興計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

スリランカは自然災害（洪水、地滑り、干ばつなど）に対し脆弱であり、加えて、気候変動の影響も懸念される。2004年のスマトラ沖地震・津波を契機として、同国政府は、災害対策法の制定、国家防災委員会、災害管理省、災害管理センターの設立などを通じた災害対策強化に取り組んでいるが、財政上の制約もあり、災害発生後の事後対応が中心となざるを得ず、予防・対策による被害軽減の取組が遅れている。また、関連機関が総合的に防災に取り組むための調整・技術力が不足し、防災意識も発展途上である。

我が国は、「対スリランカ国別援助方針」において「脆弱性の軽減」を重点分野の一つとし、これまで、開発調査「防災機能強化計画調査」(2006-2009)、技術協力「気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト」(2010-2013)、円借款「国道土砂災害対策事業」(2013-2017)、技術協力「土砂災害対策強化プロジェクト」(2014-2017)、「気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト」(2014-2017)、「防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクト」(2014-2016)などを通じて、実効的な防災体制の確立と防災対策の導入に向け、ハードとソフト両面からの支援を行ってきている。

現在、上記の防災強化への取り組み開始から約10年が経過しているところ、これまでの同国政府による取組、JICAによる支援の成果、2015年3月に仙台で開催された国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」等の国際的潮流、他ドナーの動向などを踏まえ、同国防災セクターの現状と課題を整理した上で、日本の経験や技術を生かした中長期的な支援プログラムを検討していくことが必要となっている。

本調査は、上記の経緯を踏まえ、各種災害に対する同国政府の取組の現状及び課題、これまでの我が国の協力の成果及び課題、他ドナー支援動向などを中心に、同国防災セクターについての現状整理及び課題抽出を行い、今後のJICAの支援内容を検討するための情報収集・確認を行うものである。

2. 調査の目的

本調査は、スリランカの防災セクターについて現状を確認するとともに、これまでの対スリランカ防災協力の実績及び成果、同国防災セクターの諸課題を整理し、今後のJICAの支援内容を検討するための情報収集・確認を行うことを目的とする。

3. 調査対象地域

スリランカ全土

4. 関係機関

本調査はJICAが独自に基礎情報の収集等を目的として実施するものであるが、災害管理省(Ministry of Disaster Management)及び主な関係機関に対して本調査実施に係る説明を行っている。同省及び同省傘下の災害管理センター(DMC: Disaster Management Center)、気象局(DoM: Department of Meteorology)、国家建築研究所(NBRO: National Building Research Organization)、また、道路開発庁(RDA: Road Development Authority)、灌漑・水資源管理省及び同省傘下の灌漑局(Department of Irrigation)、メガポリス・西部開発省及び同省傘下のスリランカ土地開発公社(Sri Lanka Land Reclamation and Development Corporation)、国家政策省对外資源局(ERD: Department of External Resources)及び国家計画局(NPD: Department of National Planning)、都市開発庁(UDA: Urban Development Authority)等の関係機関と綿密に意見交換しながら調査を行う。

5. 業務の範囲

本調査は同国の防災セクターについての現状把握のために実施されるものであり、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書等を作成し、同国政府へ説明・協議を行う。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 対象とする災害種の絞り込み

本業務では、まず、第一次国内作業において、既存の関連資料・データ等をもとに、同国で発生する災害種（洪水、土砂災害、サイクロン、干ばつ、津波・地震等）について、リスクの整理・分析、協力実績の整理を行う。インセプション・レポート作成の段階で、右整理に基づき、短期、中期、長期的な取り組みの優先付けを行い、JICAと十分協議の上、本調査で主な対象とする災害種について絞り込みを行う。その上で、同レポートの説明・協議の段階において、本調査で主な対象とする災害種についてスリランカ側関係機関と協議し、合意することとする。

(2) 2016年5月豪雨に関する「より良い復興（Build Back Better）」への取組みの整理

2016年5月に発生した豪雨では、ケラニ川下流のコロンボ近郊での浸水被害、コロンボ北東に位置する山間地のケゴールでの地すべり等が発生し、死者93人、行方不明者101名を記録するなど大きな被害が発生した。この災害直後の2016年5月22日から24日までJICAは調査団を派遣し、「より良い復興（Build Back Better）」のコンセプトについて議論し、災害を奇貨として防災投資や中長期政策の策定を進めること、防災の主流化を進めることなどについて、災害管理省大臣など、関係者に説明を行っている。これを踏まえ、過去の同種の災害および本災害の発生メカニズムと原因、本災害における情報伝達状況、被害状況、関係機関による対応状況等に関する情報収集・確認を行うとともに、同種の災害リスクや課題の把握と今後の対策コンセプト案の検討を行う。検討に際しては、「より良い復興（Build Back Better）」のコンセプトに照らし、被災地を経済的・社会的持続可能な開発への復興プロセスに統合していくことや、コミュニティの役割や協力等についても留意すること。

(3) 気象分野に関する調査について

気象については気象局に中期計画があり、また気象観測・予報の将来の支援についてはJICAで検討中である。本調査では、気象局の観測体制・予報など気象業務の観点からの詳細調査や提案は行わず、現在気象局から防災関連機関に提供されている水文気象情報の確認、それらの情報の防災関係機関への伝達状況及び活用状況、予警報発出に当たっての課題の整理のほか、上記の通りJICAで検討中の気象分野での将来的な支援案について、防災分野の観点からの位置づけや連携を再整理する。

(4) 洪水・内水氾濫対策について

JICAは、防災機能強化計画(2009年)にて、ケラニ川の洪水対策の調査を行っており、またコロンボ首都圏都市排水計画(2003年)においてはコロンボの内水氾濫対策の調査を行っている。2016年5月豪雨により発生したケラニ川流域での大規模な洪水・内水氾濫を踏まえ、過去にJICA支援により作成したマスター・プランの活用状況、世銀等による対策の実施状況及び課題の整理を行った上で、灌漑・水資源管理省を含む関係機関に対し、洪水・内水氾濫対策の支援ニーズ等に関する情報収集・確認を行う。この結果、高い支援ニーズが認め

られる場合には、下記 7. (8)において具体的な協力内容の提案を行う。なお、同国においては治水と利水が一体として考えられていることから、総合的水資源管理の観点から情報収集・検討を行うよう留意する。

(5) 土砂災害対策について

土砂災害対策のうち対策工事については、国道に面した斜面は RDA、国道以外の人家・重要施設については NBR0 が担当している。土砂災害が道路及びその他の人家・施設等に及ぼす影響の度合いを踏まえて、対策の優先度及び課題の検討を行う。

現在、RDA は日本の技術を活用した円借款事業「国道土砂災害対策事業」を実施中である。RDA による類似の道路防災への投資計画や優先度の高い路線の確認、「防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクト」で作成する数値標高モデルの活用可能性、日本の技術の適用可能性や JICA による支援のニーズ・可能性について情報収集を行う。

また、NBR0 は、上記円借款事業を含む道路防災に関し RDA に助言を行う役割や、災害管理省傘下の機関として土砂災害対策のうち非構造物対策を所管する役割を担っている。NBR0 および RDA それぞれの規模や役割、道路防災事業を含む土砂災害対策事業への予算配賦状況、両機関の計画・実施能力等に留意しつつ、上記(2)の 2016 年 5 月豪雨により発生した地すべりに関する情報整理・分析等も含め、土砂災害対策全般に係る情報収集と課題の整理を行う。

(6) JICA の関連事業との連携

2013 年度「防災プログラム情報収集・確認調査」等、JICA によるこれまでの調査の成果を活用するとともに、JICA が同国においてこれまでに実施した「気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト」や、実施中の「国道土砂災害対策事業」、「土砂災害対策強化プロジェクト」、「気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト」、「防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクト」等の関連プロジェクトの成果が活用できる部分については、成果を事業提案に反映することを検討する。また、防災セクター関係者とも十分協議・連携し、効果的・効率的な調査を実施する。

(7) 他ドナーの取り組み

世銀（ダム及び水資源管理等の治水分野等）、UNDP（国家防災計画の策定支援等防災能力強化全般の支援等）、ADB、新興ドナー等の取り組みの動向、成果、重複の有無や連携可能性について情報収集・確認の上、整理を行う。

(8) 今後の支援方針提言について

本調査では、各種情報の整理・課題分析に基づき、仙台防災枠組に貢献する優先行動及びグローバルターゲットでの位置づけ、グローバルターゲットの目標年への達成シナリオを明確にしたうえで、今後の同国政府が行うべき防災セクターの取り組みの全体像および JICA による協力の方向性を検討し、JICA に提案する。対スリランカ防災セクターへの協力戦略は JICA が検討・策定するものであり、コンサルタントは JICA の指示の下、JICA の検討・策定作業を補完する位置づけとなる。

また、支援プログラムを構成する円借款事業、技術協力プロジェクトなどの概要、実施体制及び概略事業費の検討も合わせて行う。概略事業費の積算は、今後の事業実施検討に係る基礎資料となることから、調査の過程で JICA と十分協議を行いつつ作業を行う。

(9) 現地の関係機関への十分な説明・情報共有と現地セミナーの実施

本調査の実施にあたっては、災害管理省等の関係機関と調査方針（インセプション・レポート）及び中間進捗（インテリム・レポート）、最終報告書（案）（ドラフト・ファイナル・レポート）に関する十分な協議・調整を行う。現地調査期間中は、JICA スリランカ事務所と十分な意見交換・調整を行う。

また、本調査内容に対する同国側関係者の認識共有とオーナーシップの向上、また関係機関の防災能力強化を図るため、本件調査内で2回、本調査の対象となる主要防災関係機関を対象とした現地セミナーを実施することとする（各回20名程度を想定。日本側負担は資料作成費程度を想定）。コンサルタントは、本セミナーの目的を踏まえ、第1回目、第2回目の時期及び内容について、プロポーザルにおいて提案すること。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

（1）国内準備作業およびインセプション・レポートの説明・協議

- ア) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、上記6.（1）のとおり、同国で発生する災害種を網羅してリスクの整理・分析、協力実績の整理を行い、本調査で主な対象とする災害種についての絞り込みを行う。作業にあたっては効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
- イ) 上記の結果や調査に当たって同国関係機関に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICA に提出する。提出時期の設定にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。
- ウ) JICA が確認したインセプション・レポートを同国関係機関に説明・協議し、了解を得る。

（2）同国の防災セクターの現状にかかる整理・分析

仙台防災枠組における優先行動およびグローバルターゲットを踏まえ、以下の項目を中心、同国の防災セクターの現状にかかる整理・分析を行う。

- ア) 同国の防災体制についての現状整理・分析
 - ・同国の防災法制、制度・体制、予算配賦及び執行状況
 - ・関係機関の役割分担及び調整メカニズム（災害発生前における情報伝達及び技術的な連携、予警報発出体制、災害発生時の協調の実態等）
 - ・関係機関の法的根拠、所掌業務、人員体制、予算、実務能力等
 - ・仙台防災枠組グローバルターゲット（e）に関連した、国家・地方防災計画／戦略の策定状況
- イ) （1）で整理した災害種ごとの現状整理・分析（土砂災害、洪水・内水氾濫等）
- ウ) 同国政府による防災関連事業の実施状況・成果
- エ) 我が国の協力の成果・課題
- オ) 他ドナーによる支援の実施状況・成果

（3）2016年5月豪雨への対応状況の情報分析・整理

- ア) 過去の既往豪雨の調査および2016年5月豪雨の状況と災害発生のメカニズムに関する

る情報収集と分析

- イ) 2016年5月豪雨時の災害情報伝達状況の評価
- ウ) 2016年5月豪雨を受けた防災関連機関の復興事業の方針・計画・取り組み状況（「Build Back Better」コンセプトへの連関を含む）の調査
- エ) 過去の同種洪水の調査及び今回のケラニ川の災害発生原因の分析
- オ) ケラニ川の洪水・内水氾濫の状況にかかる以下の調査
 - ①被災形態、浸水域（浸水域については測量局が行っている調査結果を活用可）の把握
 - ②浸水域の土地利用状況（家屋、工場、産業種別など利用状況、現在の土地利用規制）の把握
 - ③洪水・内水氾濫による被害調査（人的被害、一般資産被害、公共施設被害、間接被害など、国交省治水調査経済マニュアルに準ずる）
 - ④国勢調査結果などを活用した氾濫エリアの exposure のトレンド把握（過去からの増加程度の把握及び将来予測）
 - ⑤災害管理省および防災関係機関による、災害状況把握と対応の経緯・課題に関する把握および分析
- カ) ケラニ川以外の同国主要河川における洪水・内水氾濫リスクの整理・分析
- キ) 今後の対策コンセプト案の検討

（4）同国の防災課題に関する課題の抽出と整理

- （3）までの整理・分析に基づき、以下の項目を中心に、同国の防災セクターにおける課題抽出を行う（仙台防災枠組に貢献する優先行動の実施およびグローバルターゲット達成のために必要とされる取り組みの抽出を含む）。
- ア) （3）までの情報から分析される防災体制全般に係る課題
- イ) 災害種別の課題（土砂災害、洪水・内水氾濫等）
- ウ) 水文観測網、水文観測体制の現状と課題
- エ) 観測情報・災害情報の伝達・活用の状況と予警報発出に係る課題

（5）本邦技術・知見の活用可能性についての調査

上記（4）までの調査を踏まえ、同国の防災セクターにおける本邦技術・知見の活用可能性を検討する。検討にあたっては、日本国内でも関連機関・企業等へのヒアリングを実施し、日本が比較優位を有する具体的な技術やノウハウ、同国における事業への本邦企業の関心や進出状況等について情報収集を行う。

- ア) 同国の防災に活用できる日本の防災政策・制度、技術の特定
- イ) 日本企業が同国において比較優位（価格を含む）を有している防災関連機材の特定
- ウ) イ)で特定した機材の同国における維持管理の可否
- エ) 同国における政府調達制度の確認

（6）インテリム・レポートの作成・説明・協議、「スリランカ国別防災情報」更新案の作成

（5）までの調査結果及び（7）以降の調査方針をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについてはドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、同国側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。また、インテリム・レポートのドラフト提出とあわせて、JICAが取りまとめている「スリランカ国別防災情報」（フォーマットは別添参照）についても更新案を提出し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、JICAに電子データで提出する。

(7) 本邦招聘の実施

我が国の防災体制、法体制、緊急時救援体制、復旧・復興への取り組み等の紹介を通じた、我が国の仙台防災枠組への貢献の背景や狙いの理解を促すことを目的として、同国側関係機関（災害管理省及び同省傘下機関、灌漑・水資源管理省、RDA、ERD、UDA 等）から約 10 名を 10 日間程度日本に招聘し、政府関係者や本邦企業等との協議・意見交換・視察等を行う。

コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICA が行うものとする。

ア) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

イ) 招聘カリキュラムの作成

招聘実施 1 か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

ウ) 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

エ) 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

オ) 被招聘者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招聘者への来日前の説明は、JICA が行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

カ) 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、業務従事者が同行するものとする。

キ) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

招聘プログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(8) 今後の JICA の支援方針についての提言

(1)～(7)までの結果や「仙台防災枠組 2015-2030」、「持続可能な開発目標 2030」（特にゴール 9, 11, 13）等の国際潮流に基づき、同国政府が今後行うべき防災セクターの取り組み（防災の主流化を含む）の全体像とロードマップを明らかにした上で、JICA による防災協力の方向性を検討し、提案する。この際、短期・中期・長期それぞれの時間軸で優先される取り組みの優先付けを行い、短期的に優先度の高い取り組みについては、具体的な協力内容を以下の点から概略で整理する。

ア) 事業目的及び必要性

イ) 事業概要

ウ) 事業実施体制・運営維持管理体制

エ) 概略事業費及びスケジュール案

オ) 事業実施に際する環境社会配慮の観点からの留意点

上記の整理においては、円借款及び技術協力を念頭においていた事業実施計画を作成するために必要となる精度とする。この際、過去実施された（現在実施中の）防災分野に係る事業からの成果の活用、拡大展開の可能性についても考慮する。

(9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

(8) までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。JICA の確認を得た上で、同国実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(10) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する同国実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記エ) ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査の内容」を参照。各報告書についての同国政府に対する説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成するエ) ファイナル・レポート以外の報告書については、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、同国実施機関との協議、日本国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

ア) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2016年11月上旬を想定）

部 数：英文 21 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 15 部）

和文 6 部（JICA）

イ) インテリム・レポート

提出時期：2017年1月中旬

部 数：英文 21 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 15 部）

和文 6 部（JICA）

ウ) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2017年3月下旬

部 数：英文 21 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 15 部）

和文 6 部（JICA）

エ) ファイナル・レポート

提出時期：2017年5月下旬

部 数：

英文（製本版） 21 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 15 部）

英文（簡易製本版） 5 部（JICA）

英文（製本版の CD-R） 20 部（JICA 5 部、スリランカ国機関 15 部）

和文要約（製本版） 6 部（JICA）

和文要約 (CD-R) 5部 (JICA)

オ) スリランカ国別防災情報 (ワード電子データにて提出)

提出時期 : 2017年1月中旬

部 数 : 英文 1部

英文 (概要版) 1部

和文 1部

和文 (概要版) 1部

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

a 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。

(2) その他提出物

ア) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

記載事項 : 調査業務日とその概要

提出時期 : 2週間毎

部 数 : 和文 2部

イ) 議事録等

同国政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3日程度のうちに JICA に提出すること。JICA スリランカ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料を JICA に提出すること。

ウ) 収集資料

本件調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

記載事項 : 収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期 : 調査終了時

部 数 : 2部

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、現行の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施機関を含む関係機関への説明・協議の際には同国の意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載する

こと。

- ・各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- ・レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は 2016 年 11 月初旬より開始し、2017 年 5 月下旬の終了を目指とする。調査工程及び各報告書の作成時期は下図を想定しているが、より効率的かつ効果的な行程があれば、プロポーザルにて提案すること。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA 南アジア部及び同国関係者と協議の上で変更することがある。

月次	1	2	3	4	5	6	7
国内作業	□□	□	□□	□□	□□□□□	□ □□	□□□□□
現地業務	■■■	■■■■■	■■■	■■■		■	
報告書	▲ IC/R		▲ IT/R		▲ DF/R		▲ F/R

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, DF/R: Draft Final Report,
F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

約 18M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括／総合防災計画（2号）
- イ) 防災行政組織・制度／復旧・復興計画（3号）
- ウ) 水文気象情報
- エ) 土砂災害対策／道路斜面防災
- オ) 総合治水計画／洪水・内水氾濫水災害対策

業務実施上の必要（本邦招聘を除く）に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。
現地語⇒英語（もしくは日本語）通訳の現地傭上に係る経費は見積りに計上すること。

3. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、調査の効率的な実施のために、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。現地再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案し、必要経費については本見積に含めること。

現地再委託契約にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者

名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報は同国政府より提供する。なおプロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

5. 参考資料

- ・「スリランカ国 防災プログラム情報収集・確認調査」2013年2月
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216_120_12111886.html
- ・「スリランカ国 コロンボ首都圏洪水対策計画調査最終報告書「要約」2003年3月
http://open_jicareport.jica.go.jp/617/617_617_120_11716552.html
- ・「スリランカ国 防災機能強化計画調査最終報告書」2009年3月
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216_120_11931912.html
- ・「スリランカ国 気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書」2012年10月
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216_120_12123014.html
- ・「スリランカ国 気候変動に対応した防災能力強化プロジェクトプロジェクト業務完了報告書」2013年3月
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216_120_12112082.html
- ・「仙台防災枠組 2015-2030」
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ・「持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」(SDGs)
http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地の治安状況について、JICAスリランカ事務所、在スリランカ日本国大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAスリランカ事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

現状 および課題	防災台帳			SFDRR PforA IofP
	1.災害の特徴	2.行政区分	3.法整備／ 政策方針／ 計画策定	
	法整備	【現状】		
	政策方針			
	計画策定	<中央レベル> <地方レベル>		
4.人的物的財政的資源の配分	組織体制 中央レベル	【現状】	【課題】	
		組織間の連携・調整		
		非構造物対策所掌機関		
		構造物対策所掌機関		
	州レベル／県・市レベル	<地方レベル>		
		<州レベル>		
	県・市以下のレベル			
	経済的な備え/予算措置 (平常時/緊急時)	<国家予算>		
		<緊急対応予算>		
5.コミュニティ防災の位置づけ	【現状】			
6. Prevention and mitigation	【現状】		【課題】	- -
6.1 洪水	災害リスクの把握			
	モニタリング			
	その他非構造物対策			
	構造物対策			
6.2 地震/津波	災害リスクの把握			
	モニタリング			
	その他非構造物対策			
	構造物対策			
6.3 土砂災害 (地滑り, 土石流)	災害リスクの把握			
	モニタリング			
	その他非構造物対策			
	構造物対策			
6.4 火山	災害リスクの把握			
	モニタリング			
	その他非構造物対策			
	構造物対策			
6.5 高潮/強風(サイクロン/台風)	災害リスクの把握			
	モニタリング			
	その他非構造物対策			
	構造物対策			
6.6 その他災害	災害リスクの把握			
	モニタリング			
	その他非構造物対策			
	構造物対策			
6.7 災害共通事項	非構造物対策			
	構造物対策			
	気候変動適応			
	Public Awareness			
	防災研究／防災人材育成			
7. Preparedness and Response	【現状】		【課題】	
7.1 災害対応計画/財政措置 (緊急時)		<災害対応計画>		
	予警報全般・通信			
	洪水			
	地震/津波			
	土砂災害 (地滑り, 土石流)			
	火山			
	高潮/強風(サイクロン/台風)			
7.2 早期警報	その他灾害			
7.3 避難計画				

	7.4 応急対応体制の確立	中央レベル 州レベル／県・市レベル 県・市以下のレベル 訓練・研修等				
	7.5 人命救助計画					
	7.6 被災者支援計画					
課題への支援	8.JICA 支援実績					
	9.他ドナー、NGO、産官学 団体の支援戦略と支援実 績					
	10.既存ネットワークの連 携・活用状況					
その他の	11.他国や広域の災害への対 応					
	12.他国へ支援提供可能な得 意分野やリース					
	13.地域協力の観点での外部 からの支援へのニーズ					
	14.ジェンダー、要配慮者、避 難行動要支援者に対する特 筆すべき事項					